

吹田貨物ターミナル駅建設事業に係る環境影響評価事後監視報告書の修正箇所

事後監視報告書（供用後） p.88(1)(a)①及び p.94(9)(a)①

事後監視年次状況報告書（平成 24 年度版） p.305(1)(a)①及び p.310(9)(a)①

合計 4 カ所

(誤)

取 組 内 容
最新の法規制（オフロード法）は、トップリフターが平成 23 年 10 月、フォークリフトが平成 24 年 10 月と定められていますが、各メーカーとも未だ対応が出来る機種 ^① の製造・販売をしていません。そのため製造・販売している中では最新の技術を取り入れたものを採用することとし、15 台中新車を 12 台配備しました。なお、その他の 3 台は、 <u>梅田駅</u> に配備されている中で新しいものを転配しました。

(正)

取 組 内 容
最新の法規制（オフロード法）は、トップリフターが平成 23 年 10 月、フォークリフトが平成 24 年 10 月と定められていますが、各メーカーとも未だ対応が出来る機種 ^① の製造・販売をしていません。そのため製造・販売している中では最新の技術を取り入れたものを採用することとし、15 台中新車を 12 台配備しました。なお、その他の 3 台は、 <u>近隣の駅</u> に配備されている中で新しいものを転配しました。

以 上